

市第 146 号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 項中「第10条」を「第11条」に改める。

第18条第 3 項中「第11条」を「第12条」に改める。

別表の 1 の表中

「

ビューコート小港
----------

を

」

「

寿町スカイハイツ
ビューコート小港

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の 1 の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

寿町スカイハイツを設置する等のため、横浜市営住宅条例の一部

市第146号

を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市営住宅条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

（同居の承認）

第17条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準  
 その他必要な事項については、公営住宅法施行規則~~第11条~~  
~~第10条~~の規定  
 に定めるもののほか、規則で定める。この場合において、同条第  
 1項第1号に規定する金額については、同号の規定にかかわらず  
 、第7条第1項第3号に規定する金額とする。

（入居の承継）

第18条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項に規定するもののほか、第1項の承認を与える場合の基準  
 その他必要な事項については、公営住宅法施行規則~~第12条~~  
~~第11条~~の規定  
 に定めるもののほか、規則で定める。

別表（第3条第2項）

- 1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）

名 称	位 置
(省 略)	
寿町スカイハイツ	横浜市中区
ビューコート小港	
(省 略)	
(省 略)	